

318.463-07752o5



1200901476153

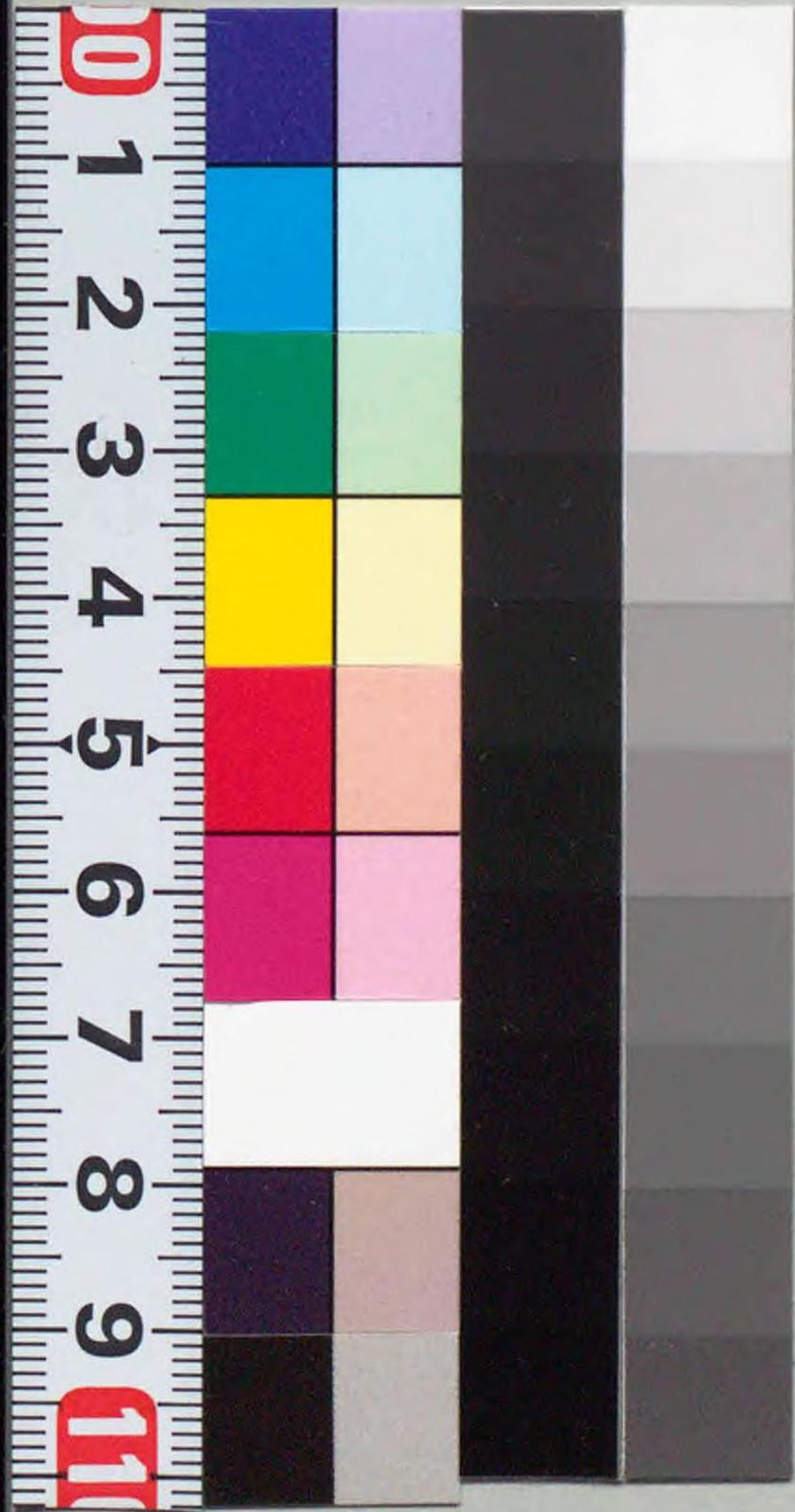


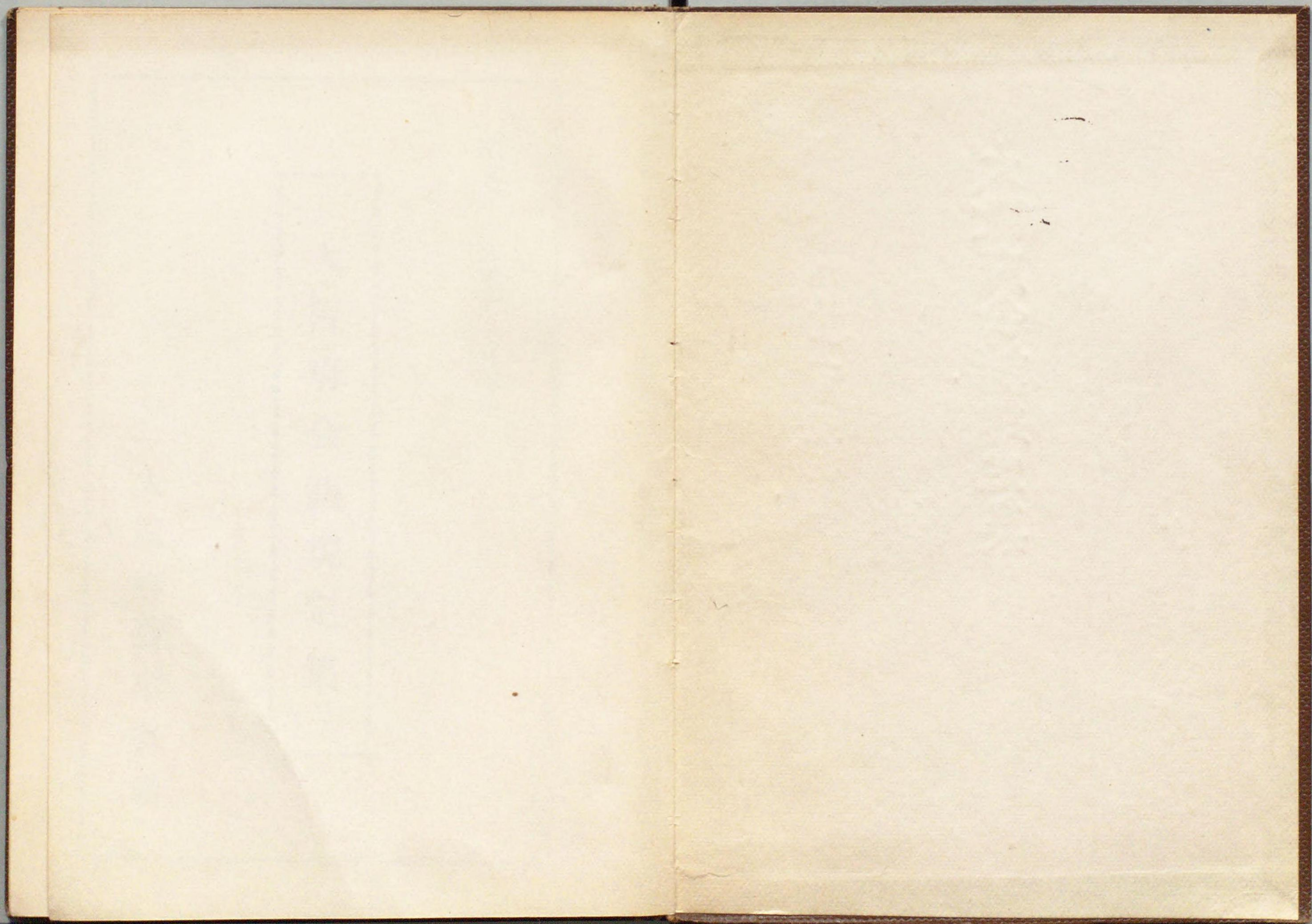
大阪府会諸規定集

二十九年十一月現在

大阪府会諸規定集

31
0





昭和二十九年十一月現在

大阪府会諸規定集

大阪府会事務局

318.4630775205

一、	大阪府会定例会（告示）	一
二、	大阪府会会議規則	二
三、	大阪府会委員会条例	二〇
四、	府議会議員の選挙区及び各選挙区において 選挙する府議会議員の数についての条例	二五
五、	大阪府会傍聴規則	二七
六、	大阪府会運営委員会規程	二八
七、	大阪府会地方自治確立委員会規程	二九
八、	大阪府会淀川、大和川治水対策委員会規程	三一
九、	大阪府会府政研究会規程	三三
一〇、	大阪府会図書室運営委員会規程	三六
一一、	大阪府議会議事館運営委員会規程	三七

目次



370285

大阪府会事務局

一二、	大阪府会史編纂委員会規程……………	三八
一三、	府会議員の報酬及び費用弁償条例……………	四〇
一四、	大阪府会議員のき章規程……………	四三
一五、	元大阪府会議員待遇規程……………	四五
一六、	大阪府会議員退職記念品贈与規程……………	四六
一七、	大阪府会事務局設置条例……………	四七
一八、	大阪府会事務局規程……………	四九
一九、	大阪府会事務局職員き章規程……………	五七
二〇、	大阪府会図書室規則……………	五八
二一、	大阪府会図書室管理規程……………	五九
二二、	大阪府会慶弔内規……………	六四

大阪府会定例会 (昭和二十七年一月二日
大阪府告示第六三四号)

府議会定例会は、昭和二十八年から毎年二月、五月、九月及び十二月にこれを招集する。

大阪府会会議規則

(昭和二三年五月二七日議決)

二

第一章 総 則

第一条 議員の議席は、改選後最初の会期に、くじで、これを定める。

補欠議員は、前任者の議席に著く、その議席に著くことのできない場合は、くじで、これを定める。議長は必要と認めた場合は、会議に諮つて、これを変更することができる。

第二条 議会の会期は、次の通りとし、開会の日から、これを起算する。

- 一 通常予算を審議する定例会は三十日、その他の定例会は七日とする。
- 二 臨時会は五日とする。

第三条 前条各号の会期は、議長の意見又は議会の議決で、これを延長することができる。

前項の延長したときは、議長は直ちに、これを議員及び知事に通告しなければならない。

第四条 議会は議長がこれを開閉する。

第五条 祝祭日及び日曜日は休会とする。但し、議長の意見又は議会の議決で特に会議を開くことができる。

第六条 会議の事件を全部議了したときは、会期にかかわらず、議長は議会の議決をもつて閉会することができる。

第七条 会議は、午前十時に開き午後十時に閉じる。但し、議長の意見により又は会議に諮り、これを変更することができる。

第八条 開場は振鈴をもつて、これを報知する。

開議、散会、延会及び中止は、議長が宣告する。

議長が開議を宣告しない前及び散会、延会又は中止を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

第九条 開議時刻後相当の時間を経ても、なほ出席議員が定数に満たないとき又は議事中退席する者があつて定数が欠いたときは延会とすることができる。

第十条 地方自治法第七十七条により、議長の職務を行う場合において、年長議員の年令がおなじときはくじをもつて、これを定める。

第二章 議 事 日 程

第十一条 議長は、議事日程を作成し、予めこれを議員及び知事に報告しなければならない。

三

い。
議事日程には、会議の日時及び会議に付する事件、順序等を記載しなければならない。但し、議長は、便宜議場にこれを宣告し報告に代えることができる。

第十二条 議長が必要あると認めるときは、議事日程の順序を変更し又は日程を追加することができる。日程変更又は追加の動議が提出されたときは、会議に諮り討論を用いずいで、これを決めなければならない。

第三章 議事

第十三条 議事は、議長の宣告によつて始まる。

議長は、便宜数件を一括して議題とすることができる。

第十四条 議案は、書記をして朗読せしめる。議長は、便宜朗読を省略することができる。

第十五条 提案者が議案の説明を求められたときは、議案朗読後直ちにその趣意を説明しなければならない。

第十六条 議案は、すべて委員会の審査を経て、これを議決しなければならない。但し、議会の議決でその審査を省略することができる。

第十七条 議会は、委員会に対し附託事項の審査につき、期限を附することができる。

第十八条 質疑討論は、委員長の報告後において、これを行うこととする。

委員会の附託を省略した場合は、議案説明、質疑討論の順序により、審議することとする。

前二項の規定にかかわらず議長の意見に依り又は会議に諮り、これを変更することができる。

第十九条 知事、選挙管理委員会の委員長、監査委員及びその委任又は囑託を受けた説明員は、会議に出席し説明又は答弁のため発言を求めることができる。

第二十条 知事、選挙管理委員会の委員長及び監査委員は、説明員を委任又は囑託したときは、議長にこれを報告しなければならない。

説明員に異動のあつたときは、前項の例による。

第四章 発議及び動議

第二十一条 すべて議員は議案を提出し、建議を発議することができる。

第二十二条 動議は、二名以上の賛成者がなければ、議題とすることができない。

第二十三条 議案並びに建議の発議及びこれらに対する修正の動議は、予め文書をもつて議長に提出しなければならない。但し、簡易なるものは議場において陳述することができる。

第二十四条 議案及び建議案で否決されたものは、その会期中再び提出することができない。

第二十五条 提出者がその議案を撤回し又は修正するには、会議の承認を要する。

第五章 質問及び討論

第二十六条 会議において発言を望む者は起立して議長を呼び、自己の氏名を告げて、議長の応呼を待った後、演壇に上り演述しなければならない。但し、簡易の事項は、自席において演述することができる。

発言は、すべて簡明を旨とし、議題外に涉ることができない。

第二十七条 議員が質問又は討論しようとするには、質問又は反対、賛成の別とその要旨を記載して、開議前予めこれを議長に通告することを要する。但し、緊急の場合は、この限りでない。

前項の通告があつたとき、議長は、質問者を先に発言させ、次に反対者と賛成者をなるべく交互に指名しなければならない。

前項の指名を受けた者が発言しないときは、その通告を取消したものとす。

第二十八条 議員が府の一般事務について質問しようとするときは、議事に先立つてしなければならぬ。

第二十九条 議員は会議において、一議題につき二回を超えて発言することができない。但し、質問弁明はこの限りでない。

第三十条 一議題が未だ終らない前に、他の議題について発言することができない。但し、緊急の動議又は議事の手続、採決の方法、議事の中止、会議の休憩、質問又は討論の終結等先決の動議はこの限りでない。

第三十一条 議長は議案に対して意見を述べようとするときは、議席に着くことを要する。

第三十二条 質問又は討論がまだ終らなくても、議長において要旨が尽きたと認めるときは、質問又は討論の終結を宣告することができる。

質問又は討論終結の動議が提出されたときは、会議に諮り討論を用いずしてこれを決す

る。
第三十三条 会議中議長の処置に対して、三人以上の異議があるときは、会議に諮つてこれを決する。

第六章 採決及び選挙

第三十四条 議長が採決しようとするときは、その問題を議会に宣告しなければならない。議長が採決を宣告した後は、議題については発言することはできない。

第三十五条 採決の際議場に現在する議員は、表決に加わらなければならない。

議員は、自己の表決の更生を求めることができない。

第三十六条 採決方法は、起立、投票、氏名点呼の三種とし、議長は便宜これを選定する。議長は、採決の結果を宣告しなければならない。

第三十七条 議長が起立者の数に疑があると認めるとき又は議長の宣告に対し三名以上の異議があるときは、議長は議員の氏名点呼又は投票をもつて採決をすることができる。氏名点呼又は投票を行うときは、議場の入口を閉鎖しなければならない。

第三十八条 氏名点呼は、議長が書記をして議員の氏名を点呼させ、議員は起立して可否

を言明しなければならない。

第三十九条 投票は、無記名投票とする。但し、会議の議決によつて、記名投票とすることが出来る。

第四十条 投票を行うときは、議長は書記をして、各議員に所定の用紙を配布せしめなければならない。

議員は、書記の氏名点呼に従い、可否の投票をしなければならない。

議長は、議員中から立会人二名を選定しなければならない。

立会人の選挙については、前項立会人の選定を要しない。

第四十一条 議題に対し発言する者がいないときは、議長は採決の手續を履まないで、全会一致をもつて議決したものと認め、その旨を宣告することができる。

第四十二条 採決の順序は、廃案を先とし、修正案を次にし、原案を後とする。

議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に採決しなければならない。

数個の修正案があるときは、原案の意義に遠いものを先にし、近いものを後にする。若しその順序に三名以上の異議があるときは、会議に諮り討論を用いないでこれを決する。

第四十三条 緊急又は先決の動議は、他の問題に先立つて採決しなければならぬ。

緊急又は先決の問題かどうかにつき三名以上の異議があるときは、討論を用いずにこれを決する。

第四十四条 選挙については、投票による採決の場合に準ずるものとする。

法令によらない選挙は、単記無記名投票又は会議の議決で議長指名とする。

前項の投票による選挙については、地方自治法第百十八条第一項の例による。

第七章 委員会

第四十五条 委員の選任は、会議に諮り議長の指名によることができる。

第四十六条 委員会は、委員半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第四十七条 委員の審査は、会議の附託した事件外に渉ることはできない。

第四十八条 委員会は、審査のため必要があるときは、他の委員会と協議して、連合委員会を開くことができる。

第四十九条 委員会は、議会の会議時間中は、これを開くことができない。但し、議長の許可を得たときはこの限りではない。

第五十条 委員会では否決された意見で、出席委員二人以上の賛成があつたときは、少数意見として保留し、これを会議に報告することができる。

第五十一条 委員に附託した事件の発議者は、その委員会に列し説明することができる。但し、議決に加わることはできない。

第八章 秘密会

第五十二条 秘密会を開くときは、議長は、一般傍聴人及び議長の指定する者以外のものは、議場の外に退去させなければならない。

第五十三条 秘密会における記録は、これを公表しない。

秘密会の議事は、これを漏してはならない。

第九章 自由討議

第五十四条 議会は、府に関する事務について自由討議を行うため会議を開くことができる。前項開会の手続については、府会開会の例による。

第五十五条 議長は、自由討議の会議の日時を定め、予め、これを議会に報告しなければ

ならない。但し、議員が日時変更の動議を提出したときは、議長は、討論を用いないで議会に諮り、これを決する。

第五十六条 議長は、議会に諮り、予め自由討議における討論の問題を決定することができる。

問題を決定した自由討議の会議においては、討論はその問題の外に涉ることができない。

第五十七条 問題を決定しない自由討議の会議においては、議員は、知事に対して、府の事務及び知事に委任された国、他の地方公共団体、その他公共団体の事務に関し、自己の意見を述べ又は質問をすることができる。

第五十八条 自由討議のための時間及び各発言者の発言時間は、議長がこれを決定する。

議長は、前項の時間を予め議会に報告しなければならない。

自由討議の発言については、議会で別に定めたものの外は、本則第五章中発言に関する規定を用いる。

第五十九条 議長が予め決定した発言時間を超えて発言する議員があるときは、議長は、その者の発言を中止させることができる。

第六十条 自由討議を行つた問題について議員から採決の動議を提出されたときは、表決に付することができる。

前項の表決については、第六章中採決に関する規定を用いる。

第十章 請 願

第六十一条 請願は、文書により請願の要旨、提出年月日、請願者の住所、氏名、職業及び年令を記し捺印の上、議長宛に提出することを要する。

法人の場合は、その代表者がその資格で署名捺印しなければならない。

前二項の紹介議員は、請願書の表紙にこれを表示して、署名捺印することを要する。

第六十二条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布せねばならない。請願文書表には、請願の趣旨、請願者の住所、氏名、紹介議員の氏名及び受理の年月日を記載する。

第六十三条 議長は、請願文書表の配布と同時に、請願書を適當の委員会に附託しなければならない。但し、議長において委員会に附託する必要がないと認めるときは、この限りではない。

第六十四条 議長は、採択したものは直ちにこれを当該機関に送付し、採択しないと決し

たものは、理由を附し紹介議員を通じて、これを請願者に通知しなければならない。
第六十五条 議会は、陳情書その他のもので、その内容が請願に適合するものがあるときは、これを受理して請願の例により処理しなければならない。

第十一章 住民及び区域内の団体等との関係

第六十六条 委員会が調査又は審査のため団体等に対し記録の提出を求めようとするときは、議長を経てこれをしなければならぬ。

第六十七条 調査又は審査のため会議に証人の出頭を求める動議があるときは、議長は、議会に諮り、これを決し議長がその出頭を求める。

委員会において証人の出頭を求めることを議決したときは、議長を経てその出頭を求めなければならない。

第六十八条 証人は、議会の要求があるときは、議会に出頭して証言をしなければならない。

第六十九条 証人が出頭したときは、議長は、宣誓書により宣誓させて、証言させなければならない。

第七十条 証言は証言を求められた範囲を越えてはならない。

第十二章 議員の辞職及び資格の決定

第七十一条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

議長は、前項の辞表を会議に諮り討論を行わないで、その許否を定めなければならない。議長は、閉会中において議員の辞職を許可したときは、これを議員に報告するとともに、知事に通知しなければならない。

第七十二条 議員の被選挙権の有無の決定については、委員会の審査を経て議決しなければならない。

第十三章 紀 律

第七十三条 議員は、府会招集の当日定刻までに、府会議事堂に参集しなければならない。

第七十四条 議員は、議長より開会又は閉会の告知を受けたときは、議場に参列しなければならない。

第七十五条 議員は、会議定刻までに出席して出席名簿に署名又は捺印しなければならない。

い。

出席名簿は、これを府会事務局に備える。

第七十六条 議員が欠席するときは、予めその事由を具して、議長に届け出なければならぬ。

第七十七条 議長は、毎回議事に先立ち、前回欠席した議員の氏名及び事由を議場に報告しなければならない。

第七十八条 会議中議員は、着席又は、退席しようとするときは、議長に申告しなければならない。

第七十九条 会議中議員は、私語、喫煙しその他議事の妨害となるような言動があつてはならない。

第十四章 懲

罰

第八十条 議員中に懲罰事犯があつたときは、議長は、懲罰委員会の審査を経て、会議の議決により、懲罰を科することができる。その議決は、討論を用いなくてこれを定める。

議員は、五名以上の賛成者を得て、懲罰の動議を提出することができる。

第八十一条 懲罰委員会は、本人及び関係人を召喚し尋問することができる。

前項の場合において関係人を召喚しようとするときは、議長を経てこれをしなければならない。

第八十二条 出席を停止された議員が常任委員又は特別委員であるときは、その期間中委員の職務を停止する。

第八十三条 出席を停止された議員がその停止期間中会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命ずる。その命令に従はないときは、議長は、必要な処置をし、更に懲罰委員会に附託することができる。

第八十四条 懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について地方自治法第三百十五条第二項の同意がなかつた場合において、議会は他の懲罰を科することができる。

第八十五条 懲罰は、左の通りとし、事犯の軽重により、適宜これを定める。

一、公開の議場における戒告

二、公開の議場における陳謝

三、七日以内の出席停止

四、除名

第十五章 会議録及び速記録

第八十六条 会議録には、議長及び府会で定めた三名の議員が署名しなければならない。前項の規定は議長指名によることができる。

第八十七条 会議録に記載する事項は左の通りとする。

- 一、開会閉会についての事項及び年月日時
- 二、会議延会中止及び散会の月日時
- 三、会議に列席した官吏員の氏名
- 四、出席及び欠席議員の番号及び氏名
- 五、会議において行なつた選挙の顛末
- 六、議長及び委員長の報告
- 七、会議に附した議案の題目
- 八、議題となつた発議動議及びその提出者の番号氏名
- 九、決議の事件

十、表決及び可否の数を計算したときはその数

十一、修正の動議を可決したときはその理由

十二、その他議長又は会議において必要と認められた事項

第八十八条 速記録は、速記法によつて議事を記載する。

第八十九条 速記録をもつて便宜会議録に充用することができる。

第九十条 秘密会の議事と議長取消を命じた発言は、速記録に記載しない。

補則

第九十一条 本則の疑義は、議長がこれを定める。異議あるときは、会議に諮つてこれを定める。

第九十二条 本則の改正は、議員定数の四分の一以上の要求がなければ、これを会議に附することができない。

附則

第九十三条 この規則は、議決の日からこれを施行する。

第九十四条 従来の大坂府会会議規則はこれを廃止する。

大阪府会委員会条例

昭和二十三年五月二十七日大阪府条例第四十四号

最終改正 昭和二十九年十月五日大阪府条例第三十六号

第一条 大阪府会に常任委員会を置く。

第二条 常任委員会は次の通りとし、その部門に属する所管事務の調査を行い議案、請願、陳情その他を審査する。

一 総務委員会

(一) 総務部に関する事項

(二) 知事室に関する事項

(三) 出納室（決算に関する事項を除く）に関する事項

二 民生委員会

(一) 民生部に関する事項

三 衛生委員会

(一) 衛生部に関する事項

四 商工委員会

(一) 商工部に関する事項

五 農林委員会

(一) 農林部に関する事項

六 労働委員会

(一) 労働部に関する事項

七 土木委員会

(一) 土木部に関する事項

八 建築委員会

(一) 建築部に関する事項

九 農地委員会

(一) 農地部に関する事項

十 文教委員会

(一) 教育委員会に関する事項

十一 警察委員会

(一) 公安委員会に関する事項

十二 決算委員会

(一) 各会計歳入歳出決算に関する事項

第三条 府会は、前条の規定にかかわらず他の委員会を設け又はその一部を置かないことができる。

第四条 常任委員の定数は、各委員会とも二十名以内とする。但し、府会の議決により適宜これを増減することができる。

議員は少くとも一箇の常任委員となる。

第五条 府会会期中に限り必要あるときは、その議決により附議された事件の審査のため特別委員会を設けることができる。

特別委員会の委員数は府会でこれを定める。

第五条の二 委員会は府会の議決により特に附議された事件については、閉会中もおこれを審査することができる。

第六条 委員は、正当の事由がなければこれを辞することができない。事由の有無は、議長がこれを決する。

第七条 委員会に委員長及び副委員長各一名を置く。委員長及び副委員長は、府会において各々その委員の中からこれを選任する。

第八条 委員会は委員長が招集する。

委員の三分の一以上から委員会に附議すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

第九条 委員長は議事を整理し、委員会を代表する。

委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

委員長及び副委員長ともに事故があるときは、委員の中から臨時代理者を互選し、委員会の職務を行わせる。

第十条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

前項の場合においては、委員長は委員とし議決に加わる権利を有しない。

第十一条 議員は、随時委員会の会議を傍聴することができる。その他の傍聴者については、会議に諮りこれを決する。但し、議員は委員長の許可を得て意見を述べることができる。

委員長は、会議に諮り前項の傍聴を許さないことができる。

第十二条 委員長は委員会の経過及び結果を会議に報告しなければならない。

第十三条 委員会において必要と認めるときは公聴会を開くことができる。

公聴会に必要な事項は、その委員会においてこれを定める。

第十四条 委員会の議事は、府会会議規則を準用する。

第十五条 委員が管外出張するときは委員長を通じて議長の承認を受けなければならない

第十六条 常任委員の受ける手当並びに費用弁償は、別に定めるところによる。

第十七条 委員会に職員を配属することができる。

附 則

この条例は、議決の日からこれを施行する。

附 則 (昭和二十九年条例第三十六号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年十月四日から適用する。

府議會議員の選挙区及び各選挙区において選挙

する府議會議員の数についての条例

(昭和二六年三月二三日大阪府条例第十七号)

府議會議員の選挙区及び各選挙区において選挙する府議會議員の数を次のように定める。

選挙区名	議員の定数	選挙区名	議員の定数	選挙区名	議員の定数
大阪市北区	一人	大阪市都島区	一人	大阪市福島区	二人
大阪市此花区	一人	大阪市東区	一人	大阪市南区	一人
大阪市西区	一人	大阪市港区	一人	大阪市大正区	一人
大阪市天王寺区	一人	大阪市浪速区	一人	大阪市大淀区	一人
大阪市西淀川区	二人	大阪市東淀川区	四人	大阪市東成区	三人
大阪市生野区	四人	大阪市旭区	二人	大阪市城東区	三人
大阪市阿倍野区	三人	大阪市住吉区	三人	大阪市東住吉区	三人
大阪市西成区	三人	堺市	五人	岸和田市	二人
豊中市	二人	布施市	三人	池田市	一人

泉大津市	一人	高槻市	一人	貝塚市	一人
吹田市	二人	守口市	一人	枚方市	一人
茨木市	一人	八尾市	一人	泉佐野市	一人
富田林市	一人	三島郡	一人	豊能郡	一人
泉北郡	三人	泉南郡	二人	南河内郡	四人
中河内郡	五人	北河内郡	二人	寝屋川市	一人

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

府会議員の選挙区並びに各選挙区で選挙する府会議員の数についての条例（昭和二十一年大阪府条例第十一号）は、この条例施行の日から廃止する。

大阪府会傍聴規則（昭和二十二年七月三十一日議決）

第一条 会議を傍聴しようとする者は関係の係員に住所氏名を申出でその指揮により傍聴席に着かなければならない。

第二条 傍聴席満員となつたとき又は傍聴を許さない会議は入場できない。

第三条 凶器を携帯するもの若くは酩酊しておるもの又は精神異常者と認めるものは入場を許さない。

第四条 傍聴人は如何なる事由があつても議席に入ることができない。

第五条 傍聴人は左の事項を守らなければならない。

- 一 帽子首巻前掛等を用い又は外套の類を着てはならない
- 一 傘杖の類を携帯してはならない

- 一 飲食又は喫煙してはならない

- 一 議員の言論に対しては可否を表してはならない

- 一 静粛を守り議事を妨害するような行為があつてはならない

- 一 その他容儀を正しくし苟も会議を軽視する様な行為があつてはならない

第六条 前条の規定を守らない時はこれを戒告しなお悔めないときは退場を命ずる。

第七条 傍聴を禁じたるとき又は退場を命ぜられたるときは速かに退場せねばならない。

大阪府会運営委員会規程（昭和二三年六月二十九日議決）

- 第一条 大阪府会に大阪府会運営委員会（以下委員会という）を置く。
- 第二条 委員会は府会諸般の運営並びに府会各派の連絡調整等を図るを目的とする。
- 第三条 委員会は府会正副議長、各派幹事進行係を以て之を組織し、府会正副議長が委員会の正副委員長となる。
- 府会議事の運営については大阪府会正副常任委員長会議と合同して之を開くことができる。
- 第四条 委員の選任は各派の推薦により議長が之を定める、委員の任期は一ケ年とする、但し必要に応じ伸縮することができる。
- 第五条 委員会の運営につき疑義ある時は委員会に諮り委員長が議決する。
- 第六条 其の他必要な事項は委員会に諮り委員長が決する。

大阪府会地方自治確立委員会規程

- 第一条 大阪府会に地方自治確立委員会（以下委員会という）を置く。
- 第二条 委員会は地方自治の確立とこれが擁護のため現行地方制度につき調査研究を遂げ諸般の対策を講ずるとともに憲法に保障する地方自治の本旨を実現することを目的とする。
- 第三条 委員会は府会議員全員をもつて組織し次の役員を設ける。
- 会 長 府会議長をもつて充てる。
- 副会長 府会副議長をもつて充てる。
- 第四条 委員会に特別委員会を設ける。
- 特別委員は総務常任委員、各派幹事長並びに各派政務調査会長をもつて充てる。
- 第五条 特別委員会に委員長及び副委員長を置き委員長には総務常任委員長を副委員長には総務常任副委員長をもつて充てる。
- 第六条 特別委員会は必要に応じ部門を設けることができる。

第七条 委員会に書記を置き府会事務局職員中から会長が委嘱する。

第八条 委員会及び特別委員会の運営並びに議事は大阪府会委員会条例の規定を準用する。

附 則

この規程は、昭和二十八年九月七日から施行する。

大阪府会淀川、大和川治水対策委員会規程

第一条 大阪府会に淀川、大和川治水対策委員会（以下委員会という）を置く。

第二条 委員会は淀川及び大和川の根本的治水対策につき調査研究を行うとともに諸般の対策を講じ、もつてこれが治水の万全を期することを目的とする。

第三条 委員会は府会議員全員をもつて組織し次の役員を設ける。

会 長 府会議長をもつて充てる

副会長 府会副議長をもつて充てる

第四条 委員会に特別委員会を設ける

特別委員は土木常任委員及び各派より推薦された議員若干名をもつて充てる。

第五条 特別委員会に委員長及び副委員長を置き委員長には土木常任委員長を、副委員長には土木常任副委員長をもつて充てる。

第六条 委員会に書記を置き府会事務局職員中から会長が委嘱する。

第七条 委員会及び特別委員会の運営並びに議事は大阪府会委員会条例の規定を準用す

る。

附 則

この規程は昭和二十八年十月八日から施行する。

大阪府会府政研究会規程

第一条 大阪府会府政研究会（以下研究会という）は大阪府会議員全員をもつて組織し、事務所を大阪市東区大手前之町大阪府会事務局内に置く。

第二条 研究会は府政の各般にわたり研究調査を遂げ府政の向上進展を図るを目的とする。

研究会は、府政諸般の問題について、知事に建議することができる。

第三条 研究会に次の役員を置く。

- 会 長 一 名
- 副 会 長 一 名
- 理 事 若 干 名

会長は、大阪府会議長、副会長は、大阪府会副議長、理事は、大阪府会各派の幹事長並びに研究の分科委員長の職にある者をもつてこれに充てる。

第四条 会長は、会務を総理し研究会を代表する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。
理事は、会長、副会長を補佐して会務を処理する。

第五条 研究会に次の分科委員会（以下委員会という）をおく。

- 総務委員会
- 民生委員会
- 衛生委員会
- 商工委員会
- 農林委員会
- 労働委員会
- 土木委員会
- 建築委員会
- 農地委員会
- 文教委員会
- 警察委員会

決算委員会

第六条 委員会の委員長、副委員長及び委員はそれぞれ大阪府会各常任委員会の同一担当
委員会の委員長、副委員長及び委員の職にある者をもつてこれに充てる。

第七条 委員会の招集は委員長が会長と協議の上行う。
会長副会長は委員会に出席して発言することができる。

第八条 研究会に書記をおき大阪府会事務局職員並びにその他から会長が委嘱する。
書記は上司の命を受け庶務に従事する。

第九条 研究会の経費は府補助金及び寄附金をもつてこれに充てる。

第十条 研究会の会計事務は毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日をもつて終る。

大阪府会図書室運営委員会規程

- 第一条 大阪府会に大阪府会図書室運営委員会（以下委員会という）を置く。
- 第二条 委員会は図書室の運営につき議長の諮問に答え、かねてその運営方針を決定するを目的とする。
- 第三条 委員会は府会各会派の推薦により議長の選任する委員をもつて組織する。
- 第四条 委員の互選により委員長を置く。
- 第五条 委員長の任期は一年とする。但し、必要に応じ伸縮することができる。
- 第六条 委員長に事故あるときは委員会であらかじめ定めた委員が代理する。
- 第七条 委員会の運営につき必要な事項は委員会に諮り委員長が決する。

大阪府議学会館運営委員会規程

- 第一条 大阪府会に大阪府議学会館運営委員会（以下委員会という）を置く。
- 第二条 委員会は議学会館の適切なる運営を図るを目的とする。
- 第三条 委員会は府会各会派の推薦により議長の選任する委員をもつて組織する。
- 第四条 委員の定数は九名以内とする。
- 第五条 委員会の委員長は議長これに当り、副委員長は副議長これに当る。
- 第六条 委員長に事故あるときは副委員長これを代理する。
- 第七条 委員の任期は一年とする。但し後任者が選任されるまでの間はその職務を行うことを妨げない。

附 則

この規程は昭和二十七年三月一日から施行する。

大阪府会史編纂委員会規程

三八

- 第一条 大阪府会に大阪府会史編纂委員会（以下委員会という）を置く。
- 第二条 委員会は大阪府会史を編纂することを以て目的とする。
- 第三条 府会史編纂事務の進行をはかるため府会史編纂室を設ける。
- 2 府会史編纂室は府会図書室内に置く。
- 第四条 委員会に左の役職員を置く。

委員長	一名
副委員長	一名
委員	若干名
顧問	若干名
理事	若干名
幹事	若干名
書記	若干名

第五条 委員長及び副委員長は、大阪府会議長及び同副議長がこれにあたる。

- 2 委員は図書室運営委員をもつて充てる。
- 3 顧問は府理事者及び学職経験者から委員長が委嘱する。
- 4 理事及び幹事、書記等は委員長が選任又は委嘱する。
- 第六条 委員会は必要に応じ、その都度委員長がこれを招集する。
- 第七条 委員会の会議は普通会議の方法に準じて開かれる。
- 2 委員長事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第八条 この規程の外、事務の処理上必要な事項は委員長がこれを定める。

附 記

この規程は昭和二十八年七月二十八日からこれを施行する。

三九

府会議員の報酬及び費用弁償条例

(昭和二五年八月一日大阪府条例第五十五号)

最終改正(昭和二十九年二月一日大阪府条例第一号)

第一条 府会議員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

第二条 報酬は、次のとおりとする。

議長	月額	五万九千円
副議長	月額	四万六千円
議員	月額	三万四千円

第三条 報酬は、毎月支給し異動のあつたは月日割をつもて計算した額とする。但し、任期満了、辞職、退職、失職、死亡又は解職等の場合にはその当月分全額を支給する。

第四条 旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の例による。但し、鉄道費、船賃又は航空賃については最上級の運賃を支給し、旅費定額の割増率は内国旅行にあつては十割、外国旅行にあつては三割とし、日当は距離の遠

近にかかわらず全額を支給する。

第五条 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、在勤地において宿泊する場合には前条の規定による宿泊料の定額支給する。

第六条 常任委員及び特別委員の公務のための管内旅行に対する費用として毎月定額を支給することができる。

第七条 この条例に規定するものの外、費用弁償の額及びその支給方法に関しては国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二五年法律第百十四号)の規定を準用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 府会議員の報酬並びに費用弁償条例(昭和二十二年八月大阪府条例第十七号)は廃止する。

附 則(昭和二十七年条例第一号)

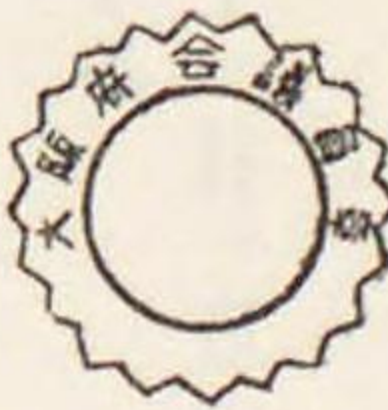
この条例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

附 則(昭和二十七年条例第十四号)

表



裏



質 金屬製

寸法	厚	内径	一、三センチメートル
		外径	一、九センチメートル

色	内部	銀色
	外部	金色

元大阪府会議員待遇規程

(昭和二十三年十二月八日 大阪府告示第八百七十九号)

第一条 大阪府会議員として四年以上その職にあつた者は、元大阪府会議員待遇者（元議員待遇者という。）として次の事項について終身現職の府会議員と同様の待遇をすることができる。

- 一 府営施設の利用
- 二 府公報の配布
- 三 府の公式、式典の参列

第二条 元議員待遇者に対しては、別記記章を贈呈する。

第三条 元議員待遇者が死亡したときは、知事は弔辞及び供花料を贈呈する。

第四条 元議員待遇者が著しくその体面を汚す所為があつたと認められるときは、この規程による待遇を停止する。

〔別記〕



(径一八ミリメートル)

大阪府会議員退職記念品料贈与規程

(昭和二三、三、一三)

改正 昭和二五、五、二六

第一条 大阪府会議員退職したときは記念品若しくは記念品料を贈呈する。前項の規程により贈呈する記念品若しくは記念品料は議員報酬月額額の二ヶ月分にその全在職年数を乗じた額を基準として定める。

第二条 前条議員で議長又は副議長の職にあつた場合其の在職期間は議長又は副議長の報酬月額を基準として算定する。

第三条 在職期間に六ヶ月以上の端数を生じる場合は、これを一年として計算する。

第四条 禁錮以上の刑に処せられ又は、除名により失職した者及び議長において必要と認められた場合は、第一条の規定を適用しない。

第五条 この規程は、昭和二十五年四月一日以降の退職者につきこれを適用する。第一条の規定によつて記念品若しくは記念品料に相当する金額の支給を受けた期間は、その者の在職期間から控除する。

大阪府会事務局設置条例

(昭和二三、三、二八日)
大阪府条例第六十二号

改正 昭和二四年八月条例第七四号

第一条 大阪府会に事務局を設ける。

第二条 大阪府会事務局に次の職員を置く。

- 局長(一級) 一人
- 主事(二級) 六人
- 主事(三級) 三三人
- その他の職員 二五人
- 計 六五人

第三条 大阪府会事務局に次の課を置く。但し、必要に応じて課を増減することができる。

- 秘書課
- 庶務課
- 議事課
- 調査課

第四条 課に課長を置き二級主事をもつてこれに充てる。

課に係を設け係長を置くことができる。

係長は二級主事又は三級主事をもつてこれに充てる。

第五条 大阪府会事務局職員の給与については、大阪府職員給与の例による。

附 則

この条例は、昭和二十三年七月二十八日から、これを施行する。

大阪府会事務局規程 (昭和二十六年五月 日)

第一条 大阪府会事務局 (以下局と呼称す) は大阪府会に関する事務を処理する。

第二条 局の各課に左の係を置き事務を分掌する。

秘書課

秘書係

- 一、議長、副議長秘書に関する事項
- 一、儀式、交際及び接遇に関する事項
- 一、自動車に関する事項

連絡係

- 一、各会派に関する事項
- 一、政党各種団体に関する事項
- 一、大阪府議会々館に関する事項
- 一、庁内各部、室、課並びに議員間の連絡に関する事項

庶務課

庶務係

- 一、公文書の受発、編纂及び保管に関する事項
- 一、公印の保管に関する事項
- 一、予算決算に関する事項
- 一、人事及び機密に関する事項
- 一、議員の身分に関する事項
- 一、職員の服務に関する事項
- 一、職員の福利厚生に関する事項
- 一、議長及び事務協議会に関する事項
- 一、局内各課との事務の連絡調整に関する事項
- 一、議事堂その他各室の管理並びに営繕に関する事項
- 一、他課の主管に属しない事項

経理係

- 一、議員の報酬、費用弁償その他給与に関する事項

議事課

- 一、職員の給与に関する事項
- 一、府政研究会経費に関する事項
- 一、経費の請求その他経理事務に関する事項
- 一、物品に関する事項

議事係

- 一、府会本会議に関する事項
- 一、府会運営委員会その他諸般の会議に関する事項
- 一、会議録、速記録に関する事項
- 一、議事課庶務に関する事項
- 一、傍聴に関する事項
- 一、速記事務に関する事項
- 一、他の係に属しない事項

委員会係

- 一、常任委員会に関する事項

- 一、特別委員会に関する事項
- 一、委員長会議に関する事項
- 一、府政研究会分科委員会に関する事項
- 一、請願、陳情等に関する事項
- 一、公聴会に関する事項
- 一、委員会に必要な調査統計等に関する事項
- 一、旬報資料に関する事項
- 一、委員会その他諸会合の通知連絡に関する事項

調査課

調査係

- 一、府政に関する調査資料及び各種情報蒐集に関する事項
- 一、議員の履歴簿、役員名簿、功績調査の整備に関する事項
- 一、府の事業、事務の調査に関する事項
- 一、府政相談に関する事項

- 一、その他各種調査に関する事項

- 一、調査課庶務に関する事項

広報係

- 一、各種事業の企画に関する事項

- 一、議会速報、府会旬報その他各種刊行物の編纂に関する事項

- 一、記録写真に関する事項

法規係

- 一、地方制度その他法規の研究、調査に関する事項

- 一、条例、規則等の制定、改廃に関する事項

- 一、議員提要、府会先例の編纂に関する事項

図書室

- 一、図書の目録、統計、分類等に関する事項

- 一、図書の購入、貸出、整理に関する事項

第三条 事務局長は一級主事（大阪府一級事務吏員相当職）を以てこれに充て府会議長が

選任する。

第三条 事務局長は府会議長の命を受け局部を掌理し所属職員を指揮監督する。

第五条 事務局に次長を置くことができる。

第六条 課長は事務局長の推薦によつて府会議長が二級主事(大阪府二級事務吏員相当職)の中からこれを命ずる。

課長は上司の指揮監督を受け事務に従事する。

課に課長代行者を置くことができる。

第七条 各課の事務分掌及び職員の配置は、事務局長がこれを定める。

第八条 職員は事務局長の推薦により府会議長が選任する。

第九条 新たに職員となつた係長以下の者の服務の宣誓に関しては事務局長がこれを代行する。

第十条 事務の都合上必要あるときは第二条の規定に拘らず臨時に事務を分掌処理せしめることがある。

第十一条 左に掲げる事項は事務局長において専決することができる。

- 一、雇傭人の進退賞罰に関する事
- 一、局員の諸給与に関する事
- 一、局員の出張に関する事
- 一、局員の休仮、墓参及び旅行の許可並びに除服出仕に関する事
- 一、議会費の予算執行に関する事
- 一、物品購入及び船、車傭上に関する事
- 一、議案、議事速記録其の他印刷に関する事
- 一、文書受発に関する事
- 一、議事堂其の他委員会室の使用に関する事
- 一、その他軽易なる事項に関する事

第十二条 左に掲げる事項は課長において専決することができる。

- 一、課員の管内出張及び近接府県への出張に関する事項
- 一、課員の時間外勤務に関する事
- 一、軽易な事項、照会、回答に関する事

第十三条 局員の服務、出退時間其他事項に関しては大阪府職員の服務の宣誓に関する
条例、職務に専念する義務の特例に関する条例、職員団体の業務にもつぱら従事する職
員に関する条例、職員団体の登録に関する条例、職員団体の行う交渉に関する条例並び
に就業規則等を適用する。

大阪府会事務局職員き章規程

(昭和二十三年一月四日公示)
改正 昭和二十五年五月公示

- 第一条 本府会事務局の職員き章は、別記形象の通りとする。
- 第二条 職員き章は、その服務中及び通勤の途次、常時これを胸につけなければならない。
- 第三条 職員き章は、職員一人につき各一個その在職中これを貸与する。但し、貸与を受
けた職員き章を亡失し又は甚だしくき損したときは、直ちにその旨を届け出で再交付を
受けなければならない。この場合はその実費を徴するものとする。
- 第四条 職員き章は、本事務局員に採用の都度これを交付し退職、失職、死亡の際は直ち
にこれを返還しなければならない。

附 則

この規定は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

別 記



質	金属製	
	寸 法	厚
色	内径	一、一センチメートル
	外径	一、七センチメートル
		〇、一センチメートル

銀色

大阪府会図書室規則

第一条 大阪府会に大阪府会図書室（以下図書室という）を置く。

第二条 図書室は官報、公報その他一般の図書、刊行物を収集保管し議員の調査研究に資するを目的とする。

第三条 図書室の管理は議長の名を受け事務局長の統理の下に図書室長がこれを行う。

第四条 図書室に室長及び室員を置き事務局職員をもつてこれに充てる。

第五条 図書室の運営のため図書室運営委員会を置く。

委員会の委員の選任は各会派の推薦により議長がこれを指名する。

第六条 議会関係者は図書室を利用することができる。

事務局長は議員の調査研究に支障のない範囲において庁内職員にこれを利用せしめることがができる。

第七条 この規則の施行について必要な事項は議長が別に定める。

大阪府会図書室管理規程

第一章 総 則

第一条 大阪府会図書室（以下図書室という）には次に掲げる記録、図書、刊行物等を収集、保管する。

一 地方自治法第百条第十二項の規定により送付を受けた官報その他政府の刊行物

二 地方自治法第百条第十三項の規定により送付を受けた都道府県の公報その他刊行物

三 大阪府会会議録その他府会の刊行物

四 大阪府の刊行物

五 その他地方公共団体から送付を受けた刊行物

六 寄贈、遺贈又は委託を受けた図書及び刊行物

七 前各号の外、必要と認められた記録、図書、新聞、雑誌等の一般刊行物

第二条 事務局長は不用と認める図書、記録及び刊行物を他に移管し、他と交換し、又は

廃棄処分をすることができる。

但し、備品としての取扱いを受けるものは大阪府会計規則による手続を経なければならぬ。

第二章 閲覧及び貸出

第三条 図書（本章では各種刊行物を含む）の閲覧、貸出、返還等の取扱事務は事務局の執務時間内とする。

但し、事務の都合により室長は時間を制限することができる。

第四条 図書の貸出及び閲覧はすべて係員の指示に従わなければならない。

第五条 次に掲げる図書は図書室以外に持出すことはできない。

- 一 貴重図書
- 二 第一条第一号から第五号までの刊行物
- 三 辞書及び年鑑類
- 四 委託図書
- 五 新聞

六 その他貸出に適しないもの

第六条 図書の貸出期間及び一回の貸出数量は次の通りとする。

種類	期間	数量
単行本	二週間以内	一人二冊以内
各種刊行物	一週間以内	一人二冊以内

第七条 室長は必要あるときは前二条の規定にかかわらず貸出について特別の措置を講ずることができる。

第八条 貸出図書は他に転貸してはならない。

第九条 亡失その他の事由により返還できないときはその旨申出で同じ図書を弁償しなければならない。

同じ図書のないときは室長の指定する代金を弁償しなければならない。

第十条 天災その他不可抗力の災厄による亡失図書は手続の上その弁償を免除することができる。

第三章 寄贈、遺贈及び委託

第十一条 図書室は図書の寄贈、遺贈及び委託を受けることができる。

第十二条 前条の図書は図書室設置の目的に反しない限り利用及び管理の方法につき寄贈者、遺贈者及び委託者の希望に副うことができる。

第十三条 不可抗力による災厄又は盗難により亡失した委託図書については図書室はその責任を負わない。

第四章 整理及び管理

第十四条 図書は日本十進分類法により分類して図書目録を作製し、資料は本図書室所定の分類法により分類整理する。

第十五条 購入の図書及び寄贈又は遺贈の図書は受領の年月日順に登録番号を付し、これを図書原簿に登録しなければならない。

第十六条 第一条第一号から第五号までの刊行物は資料原簿に受領年月日順に登録し図書と區別して整理、保管しなければならない。

官報及び都道府県公報は夫々編冊して保管しなければならない。
官庁公報及び市町村公報等は別に取扱うことができる。

第十七条 第一条第七号の雑誌は購入簿に受入年月日順に登録の上整理し、資料として保管する必要があるもの以外は室長において処分することができる。

新聞は毎月末日に処分することができる。

第十八条 委託図書の整理及び保管は第十五条の規定を準用する。

第十九条 貴重図書には貴重図書の標示を付けなければならない。

第二十条 室長は図書の整理確認のため定期に図書の閲覧及び貸出を停止することができる。

大阪府会慶弔内規（昭和二十六年十二月現在）

一、慶の部

- 1 議員の結婚の場合 祝品五千円程度
 - 2 議員の同居家族（直系卑族）の結婚の場合 祝品参千円程度
 - 3 議員に出産のあつた場合 祝品参千円程度
- 祝品、記念品については議長適宜之を選定する。

二、弔の部

- 1 議員の死亡の場合 供花及び弔慰金壹万円程度
 - 2 議員の父母、祖父母、妻子死亡の場合。但し父母の外は同居を原則とする。 供花及び弔慰金五千円程度
- 議長又は代理者は議員を代表して会葬し弔辞を呈する。但し二項については状況により弔辞を省略することができる。
- 供花の額については議長之を決定する。

三、その他の部

- 1 議員辞職の場合 贈呈の要否及び金額の程度は運営委員会において決定する。
- 2 議員の病気の場合 見舞品 千円程度
但し長期に亘る場合は適宜考慮する
- 3 災厄等の場合 運営委員会において決する
但し緊急の場合は議長適宜取計うことができる。

以上定むるものの外特別の事情ある場合は運営委員会に諮つて決定する。
経費は各議員より醸出した基金を以て之に充てる。
醸出金は毎月二百円とする。

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several vertical columns.

370285

30.8.27

463

520

5

318.463-07752o5



1200901476160

昭和二十九年十一月現在

大阪府会諸規定集〔付録〕

大阪府会事務局

目次

一、大阪府会西大阪水害対策委員会規程	一
二、大阪府会東大阪治水対策委員会規程	三
三、大阪府会議員等互助会設置規程	五
四、府会議員等の弔慰標準	一
五、大阪府会事務局職員に対する慶弔内規	三
六、大阪府会事務局職員即賞内規	五
七、大阪府会事務局職員組合規約	六

大阪府会西大阪水害対策委員会規程

第一条 大阪府会に大阪府会西大阪水害対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二条 委員会は大阪市福島区、此花区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、西成区、佐吉区、（以下西大阪という。）選出の府会議員及び土木常任委員会正副委員長をもつて組織する。

第三条 委員会は西大阪の水害（土地沈下、ジーン台風による災害復旧）に伴う諸般の災害対策並びにその他各般にわたり調査、陳情視察等を実施し大阪府市相互の工事施行の促進を図りその万全を期するを目的とする。

第四条 委員会に次の役員を置く。

委員長	一名
副委員長	二名
理事	若干名

委員長及び副委員長は委員がこれを互選する。

第五条 委員会は委員長が招集する。

第六条 委員長は議事を整理し委員会を代表する。

委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

第七条 委員会の議事は府会会議規則を準用する。

第八条 委員会に職員を配することができる。

大阪府会東大阪治水対策委員会規程

委員会の名称

第一条 大阪府会に東大阪治水対策委員会（以下委員会という）を置く。

委員会の組織

第二条 委員会は、都島区、東成区、生野区、旭区、城東区、東住吉区、布施市、八尾市、寝屋川市、北河内郡、中河内郡（以下東大阪という）選出の府会議員及び土木、農地各常任委員長をもつて組織する。

委員会の目的

第三条 委員会は、東大阪各水系の治水、利水並びに土地改良について調査、陳情、視察を実施し、総合計画を樹立して各種事業の調整促進を図るを目的とする。

役員

第四条 委員会に委員長、副委員長各一名、理事若干名を置き、委員がこれを互選する。
任期

第五条 役員任期は一年とする。

招集

第六条 委員会は委員長が招集する。

委員長

第七条 委員長は、議事を整理し、委員会を代表する。

委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

議事

第八条 委員会の議事は、大阪府会委員会条例第十条の規定を準用する。

職員

第九条 委員会に職員を配することができる。

大阪府会議員等互助会設置規程

第一条 この会は互助共済の精神に基き会員の互助制度を確立、実施することに依り会員の福利増進医療及び保健指導とその健康の維持並びに増進をはかることを目的とする。

第二条 この会は大阪府会議員等互助会（以下この会という）という。

第三条 この会事務所は大阪市東区大手前之町大阪府会事務局内に置く。

第四条 この会は大阪府会議員並びに各委員会委員を以て組織する。

第五条 この会の会員の資格の取得及び喪失は議員の資格の取得の日及び議員の退職の日をもつて認定する。

第六条 この会は第一条の目的を達成するため次の事業を行う。

一、医療補助金の給付

二、死亡弔慰金の給付

三、災害見舞金の給付

第七条 前条の給付及びその額並びに条件等に関しては別に定める。

第八条 給付の事由の発生した日から一年以内にこれを会員又は契約病院長及び府庁内職員互助会診療所長より請求を行わないときはその権利は消滅する。

第九条 給付はその請求の事由が会員としてこの資格を有する期間内に生じたものに限りに行う。

第十条 会員は毎月会費として会員月収額の千分の十を月収受領の際本会に納入しなければならない。

第十一条 給付を受ける権利はこれを譲渡し又は担保に供してはならない。

第十二条 会員及び給付金の額に四位未満の端数を生じたときは、これを四位に満たしめる。

第十三条 この会に左の役員を置く。

一、会長 一名

二、副会長 一名

三、監事 若干名

会長は府会議長、副会長は府会議長、監事は府会各派より各一名をもつてこれに充て

る。

第十四条 会長はこの会を代表し会務を総理する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。

監事は業務及び会計を監査する。

第十五条 この会に左の職員を置き会長が府会事務局職員からこれを委嘱する。

一、幹事 若干名

一、書記 若干名

幹事は会長の命を受けて会務を掌理、書記は上司の命を受けて事務に従事する。

第十六条 この会の収入は会費と府補給金、寄附金利子をもつてこれに充てる。

第十七条 大阪府は毎月会費月額総額の二倍以上を本会に補給金として補助する。

第十八条 監事は毎年度少くとも二回以上業務及び出納の監査を行わなければならない。

第十九条 この会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第二十条 決算は出納期閉鎖二ヶ月以内にこれを完了しなければならない。

附 則

この会の事業に関しては昭和二十八年四月一日からこれを適用する。

別表

第七条の給付及びその額並びに条件等は左の通りとする。

第一、給付の請求はそれぞれ必要な書類を添えてその都度会員又は契約病院長及び府庁職員互助会診療所長より提出しなければならない。

第二、医療補助金の給付は、会員は医療費全額、会員の扶養家族は医療費の二分の一を支給する。

第三、扶養家族とは会員と生計を一にして会員の給与によつて生計している者をいう。

第四、会員及び扶養家族が医療を受けんとする病院及び診療所は契約病院と府庁内職員互助会診療所に限る。

第五、死亡弔慰金の給付は会員が死亡したとき金三〇、〇〇〇円を支給する。

第六、災害見舞金の給付は会員が水火風震災等の不可抗力によつて財産上著しい損害を受けたときはその災害の程度に応じて金一、〇〇〇円以上金二〇、〇〇〇円以内の範囲内において支給する。

但し、災害見舞金の給付を受けんとする会員は所轄警察署長又は市区町村長の証明書を添えなければならない。

第七、前項の給付額の決定は災害給付審査委員会によつて決定する。

第八、災害給付審査委員会は会長、副会長、監事をもつて組織する。

府会議員等互助会と契約先病院診療所

(昭和二十九年三月現在)

大阪府職員互助会診療所

大阪市東区大手前府庁内

大阪府羽曳野療養所

大阪府南河内郡植生村植生野

府立大阪病院

大阪市住吉区万代東四丁目二五

大阪赤十字病院

大阪市東区法円坂町三

同 病院分院

阿倍野橋分院

大阪市阿倍野区旭町一丁目

中野分院

大阪市住吉区中ノ町

堺分院

堺市北榎町二丁

同 診療所

- 花 園 (近鉄花園) 布 施 (小坂高女校北側) 古市町 (南河内郡)
- 西中島 (阪急十三―南方中間) 池田市 (満寿美町)
- 大 阪 警 察 病 院 大阪市天王寺区小宮町八
- 同 茨 木 分 院 三島郡豊川村
- 同 富 田 林 分 院 富田林市毛入谷

府會議員等の弔慰標準 (知事室)

一、議員本人の場合

- 知 事 供花 一対
- 副知事連名 供花 一対
- 正副出納長 供花 一対
- 各 部 長

知事、副知事、正副出納長、各部長葬儀参列及弔問

但し、正副議長、正副常任委員長、監査委員等の場合は更に考慮する。

二、正副議長、正副委員長、監査委員の父母、妻子死亡の場合

- 知 事 供花 一対
- 副知事連名 供花 一対
- 正副出納長 供花 一対
- 各 部 長

(1) 知事、副知事、正副出納長、各部長葬儀に参列及び弔問

- (2) 父母の外は同居を原則とする
 - (3) 遠隔の地にありては悔状に代える
 - (4) 十五才未満の子の死亡の場合は供花又は香典の何れかの一方のみ
- 三、議員の父母、祖父母、妻子死亡の場合

知事 供花 一対
副知事連名 供花 一対
主務部長 供花 一対

- (1) 知事、副知事、主務部長葬儀に参列す
- (2) 十五才未満の子の死亡の場合は知事の供花のみ
- 四、議員の妻の父母及び議員の兄弟姉妹（その家にある者）死亡に際しては知事より供花又は香典

- 五、府学識経験者としての監査委員の場合は前記標準の第一、第三に準ず
- 六 府選挙管理委員、府労働委員、府農業委員、府教育委員又はその父母、妻子及び子（十五才以上）死亡に際しては、知事より供花又は香典

大阪府会事務局職員に対する慶弔内規

（昭和二十六年十二月現在）

一、慶の部

- 一、職員結婚の場合 祝品（議員一人当四十円）
- 二、職員退職の場合 記念品（議員一人当五十円）

備考 慶の部は一年以上の勤務者に限る。
尚、結婚後六ヶ月以内に退職の場合は退職記念品を贈らず。

二、弔の部

- 一、職員死亡の場合 弔慰金（議員一人当一〇〇円）
但し、特別の場合は別に考慮する。

- 二、職員の父母妻子死亡の場合
- 局長 弔慰金（議員一人当六十円）
- 局長 〃（〃 五十円）
- 課長 〃（〃 五十円）

係長以下

〃 (〃 四十円)

三、職員の家内家族（祖父母兄弟姉妹）の死亡の場合で特に必要を認めるときは、
に考慮する。

三、見舞の部

一、職員が疾病並びに罹災の場合見舞の必要ありと認めるときは適当に考慮する。

附記 経費は各議員より醸出した基金を以て之に充てる。

大阪府会事務局職員即賞内規

第一条 信賞の実をあげて吏道のこう揚をはかるため府会議長は本府会事務局職員であつて次の各号の一に該当する者があるときはこの内規の定めるところによつて即賞する。

- 一、出勤状況が良好で特に推奨するに足るもの
- 二、事務の刷新、能率の向上について特に功勞のあつたもの
- 三、部下の指導統率に努め特に著しき業績をあげたもの
- 四、職務の内外を問わず外部より賞讃をうけそのため著しく職員の名譽をこう揚したものの

五、職務執行上特に機敏で周到な措置をとり事故を防止し、又被害の減少に努め功績のあつたもの

六、その他即賞するのが特に適当であると認められるもの

第二条 即賞は賞状及び金品を授与して行ふ。

第三条 第一条各号のいずれかに該当する職員があるときは所属長は別記様式によつて府会議長に内申するものとする。但し所属長が内申する場合は庶務課長を経由するものとする。

第四条 内申に対する審査は事務局長、事務局次長及び庶務課長が行ふ。

大阪府会事務局職員組合同規約

(制定昭、二四、二、一)
改正昭、二七、二、一
昭、二九、一〇、一六)

一六

第一章 総 則

第一条 この組合は大阪府会事務局職員組合（以下組合という。）といい、その事務所を大阪市東区大手前之町大阪府会事務局内に置く。

第二条 組合は地方公務員法第五十二条の規定に基いて結成し、組合員の団結によつて適正な勤務条件の維持と待遇の改善に努め、併せて事務局事務の進展と組合員の資質の向上を図り、府会の完全な機能の発揚に寄与し府政に貢献することを目的とする。

第三条 組合は前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- 1 組合員の適正な勤務条件の維持と待遇改善に関する事項
- 2 事務局事務の能率増進に関する事項
- 3 組合員の資質向上に関する事項
- 4 組合員の共済及び福利増進に関する事項
- 5 その他組合の目的を達成するために必要な事項

第四条 組合は大阪府会事務局に勤務する者（地方公務員法による一般職に属する職員）をもつて組織する。

第二章 組 合 員

第五条 組合員にならうとする者は所定の様式により執行委員長に申込むものとする。組合を脱退しようとするときは書面により執行委員長に届出でなければならぬ。

第六条 組合員は前条第二項のほか次の場合はその資格を失う。

- 1 退職
- 2 死亡
- 3 除名

第七条 組合員は次の権利を有する。

- 1 役員を選挙する権利及び役員に選挙される権利
- 2 あらゆる会合に出席して発言を求める権利
- 3 除名された場合に総会に抗訴する権利

4 会計書類を閲覧する権利

第八条 組合員は次の義務を負う。

1 規約、決議に服する義務

2 組合費納入の義務

3 組合の統制に服する義務

第九条 組合員に次の行為があつたときは、総会において出席組合員の四分の三以上の決議をもつてこれを除名することができる。

1 組合員としての義務を怠つたとき

2 組合の名譽を傷つけたとき

第三章 執行委員

第十条 組合に執行委員若干名を置き、その互選により次の役員を定める。

執行委員長 一名

副執行委員長 一名

書記長 一名

会計 一名

第十一条 執行委員は総会において組合員の中から選任する。

但し、欠員補充の場合は前項の選任方法による。

第十二条 執行委員長は組合を代表しこれを統轄する。副執行委員長は執行委員長を補佐し執行委員長に事故のあるときはこれを代理する。

書記長は執行委員長の指揮を受けて組合事務を掌理する。

会計は組合の会計事務をつかさどる。

その他の執行委員は組合業務を分掌する。

第十三条 役員任期は満一カ年とする。但し、再選を妨げない。役員に欠員を生じたときは、補充することができる。

欠員補充によつて選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 機関及び組織

第十四条 組合に次の機関を置く。

総 会

執行委員会

第十五条 総会は、組合の最高議決機関であつて、毎年一回定期総会を開かねばならない。

執行委員会の決定若しくは組合員の四分の一以上の要求があれば臨時総会を開かねばならない。

総会は、組合員二分の一以上の出席をもつて成立し、議事は出席組合員の過半数で定める。但し規約の変更及び除名抗訴の議決は出席組合員の三分の二以上をもつて決する。

第十六条 総会は次の事項を議決する。

- 1 規約の変更
- 2 組合運営の基本方針
- 3 予算と決算
- 4 その他特に重要な事項

総会はその権限の一部を執行委員会に委任することができる。

第十七条 執行委員会は組合の執行機関で執行委員長、副執行委員長、執行委員で構成し

総会及び執行委員会の決議を執行する。

第十八条 総会の議長は当該会議で選出する。

執行委員会の議長は執行委員長がこれに当る。この場合議長は表決に加わることができない。

第五章 会 計

第十九条 組合の会計年度は毎年四月一日より始め翌年三月三十一日に終る。

第二十条 組合の収支はすべて予算に計上する。

第二十一条 組合の経費は組合費、寄附金その他の収入でこれに充てる。

第二十二条 組合費は月額本俸の百分の一とする。但し臨時に必要なときは総会の議決を経て別に徴収することができる。

第二十三条 組合員がその資格を失つたときは組合費その他の納付金は返戻しない。

附 則

第二十四条 本規約は昭和二十四年二月一日からこれを実施する。

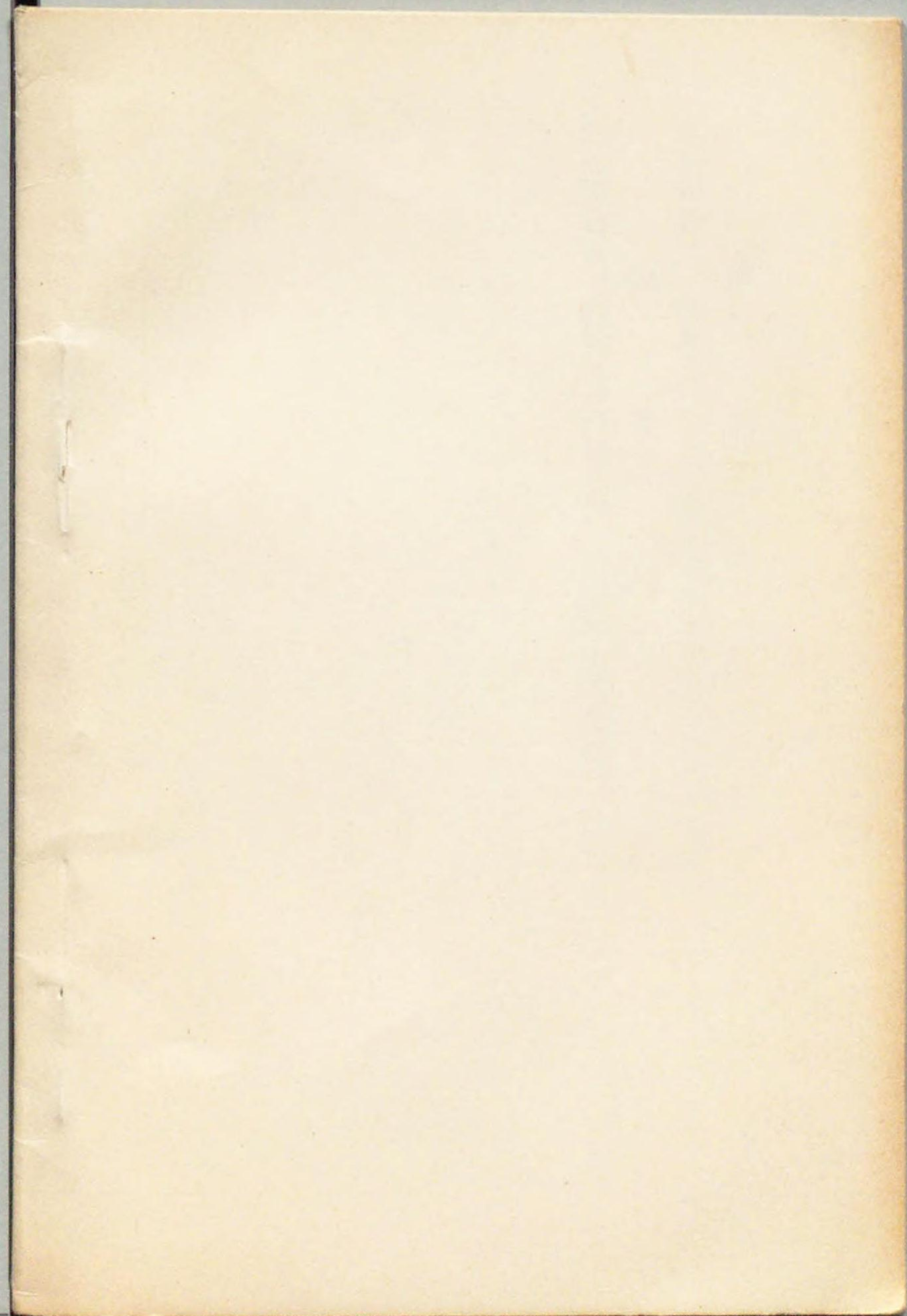
但し昭和二十三年度の会計年度は昭和二十四年二月一日より同年三月三十一日に終る。

附 則

この規約は、昭和二十七年二月一日からこれを施行する。

附 則

この規約は、昭和二十九年十月十六日から施行する。



318.463-07752o5



1200901476174

昭和二十九年十二月二日

大阪府会諸規定集(追録)

大阪府会事務局

目次

- 一、大阪産業都市建設準備委員会規程……………一
- 二、大阪府会貿易促進委員会規程……………三
- 三、氣象觀測設備拡充強化促進大阪府会議員連盟規約……………五

大阪産業都市建設準備委員会規程

(名称)

第一条 大阪府会に大阪産業都市建設準備委員会（以下委員会という。）を置く。

(目的)

第二条 委員会は、大阪産業都建設に関する決議の趣旨に則り、市町村並びにこれを包括する大阪府の行政を総合的に統一運営し大都市問題を解決し住民の福利を増進せんとする独自の自治制度確立のため諸般の方策を樹立するとともに必要なる対策を講ずるものとする。

(組織)

第三条 委員会は府会議員全員をもつて組織し、正副議長を正副会長とする。

(小委員会)

第四条 委員会に小委員会を設ける。

小委員は正副議長並びに各派より推薦された議員各二名とし、正副会長を正副委

員長とする。

(書記)

第五条 委員会に書記を置き府会事務局職員の中から会長が委嘱する。
(運営並びに議事)

第六条 委員会及び小委員会の運営並びに議事は大阪府会委員会条例の規定を準用する。

附 則

この規程は昭和二十九年十二月二日から施行する。

大阪府会貿易促進委員会規程

(名称)

第一条 大阪府会に貿易促進委員会(以下委員会という。)を置く。

(目的)

第二条 委員会は産業都大阪の特異性に鑑み東西交易就中アジア貿易の促進を図るため諸般の調査研究を行い有効適切なる施策を推進するとともに貿易上の障害を除去し、もつて本府産業経済の発展に寄與することを目的とする。

(組織)

第三条 委員会は府会議員全員をもつて組織し次の役員を設ける。

会長 府会議長をもつて充てる

副会長 府会副議長をもつて充てる

(小委員会)

第四条 委員会に小委員会を設ける。

小委員は各派より推薦された議員若干名をもつ充てる。

第五条 小委員会に委員長及び副委員長を置き委員長及び副委員長は小委員会の互選による。

(書記)

第六条 委員会に書記を置き府会事務局職員中から会長が委嘱する。

(運営並びに議事)

第七条 委員会及び小委員会の運営並びに議事は大阪府会委員会条例の規定を準用する。

附 則

この規程は昭和二十九年十二月二日から施行する。

気象観測設備拡充強化促進大阪府会議員連盟規約

(名称)

第一条 大阪府会に気象観測設備拡充強化促進大阪府会議員連盟（以下連盟という。）を置く。

(目的)

第二条 連盟は気象観測設備の拡充強化を促進し、台風災害を最小限度に防止し以て本府産業経済の発展に寄與することを目的として次の運動を行う。

- 1 政府への強力なる陳情
- 2 國民運動の推進、就中観測機献金運動の助長
- 3 各種団体と連繫し輿論の喚起
- 4 その他目的達成のため有効適切なる各種運動

(組織)

第三条 連盟は府会議員全員をもつて組織し次の役員を置く。

理事長 府会議長をもつて充てる
副理事長 府会副議長をもつて充てる

(実行委員会)

第四条 連盟に実行委員を置く。

実行委員は正副理事長、各派幹事長及び政務調査会長並びに各派より推薦された議員若干名をもつて構成し正副実行委員長は実行委員の互選による。

(書記)

第五条 連盟に書記を置き府会事務局職員中から理事長が委嘱する。

(運営並びに議事)

第六条 連盟及び実行委員会の運営並びに議事は大阪府会委員会委員会条例の規定を準用する。

附 則

この規程は昭和二十九年十二月二日から施行する。

